第２　医療型児童発達支援

１　医療型児童発達支援給付費（１日につき）

イ　指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　386単位

ロ　指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　498単位

ハ　指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　335単位

ニ　指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　447単位

注１　（略）

２　（略）

⑴　（略）

⑵　指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

３　（略）

４　やむを得ず指定通所基準第44条第１項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

２～３　（略）

４　食事提供加算

イ・ロ　（略）

注１　イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

５　（略）

６　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１　イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指

第２　医療型児童発達支援

１　医療型児童発達支援給付費（１日につき）

イ　肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　333単位

ロ　重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　445単位

（新設）

（新設）

注１　（略）

２　医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　（略）

⑵　指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95

（新設）

（新設）

３　（略）

４　児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき51単位を所定単位数に加算する。

２～３　（略）

４　食事提供加算

イ・ロ　（略）

注１　イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

５　（略）

６　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１　イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指